

おおいた豊後牛取扱卸業者会員認定要領

平成22年	5月10日	制定
平成22年	9月10日	改定
平成23年	2月9日	改正
平成23年	5月27日	改正
平成25年	6月7日	改正
平成26年	5月9日	改正
平成27年	9月4日	改正
平成28年	5月31日	改正
平成30年	9月4日	改正

大分県豊後牛流通促進対策協議会（以下、「協議会」という。）規約第4条の（2）に基づく、卸業者におけるおおいた豊後牛取扱卸業者会員（以下、「取扱卸業者会員」という。）の認定方法及び取扱卸業者会員が遵守すべき事項等については、本要領に定める。

第1 取扱卸業者会員の有資格者

本協議会が認定する取扱卸業者会員の有資格者は、協議会の目的に賛同し、おおいた豊後牛の販路拡大に取り組む意欲を有する者とする。

第2 取扱卸業者会員の位置付け

取扱卸業者の認定を持って、協議会の取扱卸業者会員とする。

第3 会費の納入

取扱卸業者会員は、別に定める会費を協議会に納入しなければならない。

第4 おおいた豊後牛取扱店会員（以下、「取扱店会員」という。）への支援

- 1 取扱卸業者会員は、協議会長が別に定める規定に基づき、協議会から、販売促進資材等の提供を受け、おおいた豊後牛の販売促進のために使用できる。
なお、販売促進資材の取扱については、次の（1）から（3）に従うこと

（1）「おおいた豊後牛」

取扱卸業者会員は、協議会から「おおいた豊後牛」ロゴマークの印刷物等の販売促進資材の提供を受け、以下の「おおいた豊後牛」の基準に合致する牛肉、加工品若しくは調理品（以下の基準に合致する牛肉を主原料として使用し、協議会の承認を得たものに限る）のPRを目的として、自ら使用する又は取扱店会員に供給して使用すること。

「おおいた豊後牛」の基準

大分県内で最も長く肥育された黒毛和種の牛肉。但し、雌牛の場合は未経産に限るものとする。

（2）「おおいた豊後牛 頂」

取扱卸業者会員は、協議会から「おおいた豊後牛 頂」ロゴマークの印刷物等の販売促進資材の提供を受け、以下の「おおいた豊後牛 頂」の基準に合致する牛肉、加工品若しくは調理品（以下の基準に合致する牛肉を主原料として使用し、協議会の承認を得たものに限る）のPRを目的として、自ら使用する又は取扱店会員に供給して使用すること。

「おおいた豊後牛 頂」の基準

大分県内で最も長く肥育された黒毛和種のうち肉質等級4等級以上の牛肉。但し、雌牛の場合は未經産に限るものとする。

(3) 「おおいた和牛」

取扱卸業者会員は、協議会から「おおいた和牛」ロゴマークの印刷物等の販売促進資材の提供を受け、以下の「おおいた和牛」の基準に合致する牛肉、加工品若しくは調理品（以下の基準に合致する牛肉を主原料として使用し、協議会の承認を得たものに限る）のPRを目的として、自ら使用する又は取扱店会員に供給して使用すること。

「おおいた和牛」の基準

「おおいた豊後牛」のうち、以下の基準を満たすもの

- ①上位等級（肉質4等級以上）
- ②参画農場による顔が見える牛づくり（ホームページ等を活用したPR）
- ③参画農場で取り組む美味しさの追求（米またはビール粕の給与）

2 ホームページへの掲載

取扱卸業者会員は、自ら開設するホームページにおいて、自らが取扱卸業者であることを宣伝するため、ロゴマーク及び販促資材の電子データ等を掲載することができる。また、通信販売を行う場合、1の(1)から(3)の基準に合致する牛肉もしくは加工品（1の(1)から(3)の基準に合致する牛肉を主原料として使用し、協議会の承認を得たものに限る）のPRを行うため、ロゴシール及び販促資材の電子データ等を使用することができる。

3 店舗情報等の提供

取扱卸業者会員は、協議会が収集した店舗情報の提供を受けることができる。また、協議会を通じて紹介のあった、企業との企画やフェア等の情報の提供を受けることができる。

第5 認定手続

(1) 取扱卸業者会員

取扱卸業者会員の認定を受けようとする者は、取扱卸業者会員認定申請書（第1号様式）を協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

協議会長は申請書の提出があった場合は、第6に定める基準に基づいて幹事会で内容を審査し、適当と認めるときは、取扱認定卸業者認定証明証を交付するものとする。

(2) 加工品

(1)により、承認を受けた取扱卸業者会員は、第4の1の(1)～(3)の通信販売において加工品に「おおいた豊後牛」のロゴマークの利用を希望する場合、おおいた豊後牛加工品申請書様式（第2号様式）に必要な書類を添付して協議会長に提出し、協議会長は幹事会で内容を審査し、承認するものとする。

第6 取扱卸業者基準

第5の取扱卸業者会員の認定基準は次のとおりとする。

- (1) おおいた豊後牛の販路拡大に意欲を有し、本要領に定める遵守事項を遵守することを宣誓する書類を提出すること（第3号様式）
- (2) 協議会が開催する研修会へ参加すること

第7 取扱卸業者会員の遵守事項

- (1) 大分県豊後牛流通促進対策協議会が定める諸規定を遵守すること。
- (2) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく、牛個体識別番号の伝達等、関係法令を遵守すること。
- (3) 食品表示法に基づく、表示基準、原産地の伝達等、関係法令を遵守すること。
- (4) おおいた豊後牛の販路拡大のため、豊後牛への理解を深めるとともに、協議会が作成する販促資材を十分に活用することで、豊後牛を積極的にPRし、取扱認定店の拡大に取り組むこと。
- (5) 肉質等級が2等級以上であることを確認するための社団法人日本食肉格付協会による枝肉格付情報もしくは、おおいた豊後牛に合致する旨の情報を取扱認定店に伝達すること。
- (6) 大分県畜産公社が発行する「オレイン酸証明書」を取扱認定店に伝達すること。

第8 違約金及び認定の取消

豊後牛取扱認定卸業者の認定を受けた者が、豊後牛の偽装等、信用を失墜させる不適正な行為があった場合又は牛トresa法や食品表示法などの関係法令に違反した場合、協議会の指示・指導に従わない場合は、幹事会で審議のうえ、50万円の違約金の支払い請求若しくは認定取り消し、又はこれを併科することができる。

附則

- 第1 平成25年6月7日改正時点において、認定を受けている店舗については、引き続き、改正後の第5により認定を受けたものと見なす。
- 第2 平成26年5月9日改正時点において、認定を受けている店舗については、引き続き、改正後の第5により認定を受けたものと見なす。
- 第3 平成27年9月4日改正時点において、認定を受けている店舗については、引き続き、改正後の第5により認定を受けたものと見なす。
- 第4 平成28年5月31日改正時点において、認定を受けている店舗については、引き続き、改正後の第5により認定を受けたものと見なす。
- 第5 平成30年9月4日改正時点において、認定を受けている店舗については、引き続き、改正後の第5により認定を受けたものと見なす。

(第1号様式)

取扱卸業者会員認定申請書

令和 年 月 日

大分県豊後牛流通促進対策協議会長 殿

申請者
業種 (卸売業者)
住所
電話番号

大分県豊後牛流通促進対策協議会規約第4条(2)の取扱卸業者会員として、豊後牛の販路拡大に邁進し豊後牛ブランドを育てていきたいので取扱卸業者会員認定要領第5の規定により申請します。

(第2号様式)

おおいた豊後牛加工品申請書

令和 年 月 日

大分県豊後牛流通促進対策協議会長 殿

申請者
業種 (卸売業者)
住所
電話番号

下記の加工品について、大分県豊後牛流通促進対策協議会が定める「おおいた豊後牛」を使用した加工品として承認されるよう、卸売業者会員認定要領第5(2)の規定により申請します。

記

- 1 加工品の種類
- 2 加工品に使用される原料
- 3 加工品の販売場所
- 4 加工品の年間製造量(予定)

(第3号様式)

宣 誓 書

令和 年 月 日

大分県豊後牛流通促進対策協議会長 殿

業者氏名
業種 (卸売業者)
住所
電話番号

私は、取扱卸業者会員認定要領第7条に定める遵守事項を遵守することを宣誓します。

NO. 0000

取扱卸業者会員認定証明証

殿

貴殿を取扱卸業者会員認定要領第5条により、取扱卸業者会員に認定します。

令和 年 月 日

大分県豊後牛流通促進対策協議会長